

○喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱

(令和7年3月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、喜多方市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物品の借入れ、役務の提供、その他の請負契約（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当した場合に、一定期間、市が実施する建設工事等の契約に係る全ての競争入札への参加を制限する措置（以下「参加資格制限」という。）を行うことにより、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格制限)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があったと認めたときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

2 市長が前項の規定による参加資格制限を行ったときは、入札を執行する財政課長（以下「入札執行権者」という。）は、当該参加資格制限に係る有資格業者を入札に参加させてはならない。ただし、制限付一般競争入札の場合においては、開札日から落札者決定までの間に有資格業者が前項の規定による参加資格制限を受けているときは、落札候補者又は落札者としてはならない。

3 入札執行権者は、前項において参加資格制限に係る有資格業者を現に指名し、又は一般競争入札参加資格確認を行っているときは、入札執行前（制限付一般競争入札の場合においては落札者の決定前）に限り、当該指名通知又は一般競争入札参加資格確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する参加資格制限)

第3条 市長は、前条第1項の規定により参加資格制限を行う場合において、当該参加資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。ただし、当該下請負人に故意又は重大な責めを負うべき事由が認められるときはこの限りでない。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制限を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による参加資格制限に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、参加資格制

限を行うものとする。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(参加資格制限期間の特例)

第4条 有資格業者が、1つの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該各号の措置基準に定める運用期間の最も長い措置期間のものをもって措置するものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における参加資格制限期間は、それぞれ別表各号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする。ただし、当初の参加資格制限期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1第1号から第4号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表第1第5号から第8号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1第5号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 別表第2第1号から第9号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第9号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。(次号に掲げる場合を除く。)

(4) 別表第2第1号から第3号までの措置要件による参加資格制限期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2第1号から第3号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に定める参加資格制限期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に定める長期を超える参加資格制限の期間を定める必要があるときは、参加資格制限の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、参加資格制限期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で参加資格制限の期間を変更することができる。

6 市長は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について参加資格制限を解除するものとする。

7 市長は、参加資格制限期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し参加資格制限を行うこととなったときは、既に措置されている参加資格制限期間の終期の翌日を始期として参加資格制限を行うものとする。

8 市長は、新たに有資格者となった者について、参加資格制限を行う場合は、資格認定日を始期として行う。この場合、該当する事実により既に参加資格制限がなされた者があるときは、その参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。また、該当する事実により参加資格制限がなされた

者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について参加資格制限を行うものとする。

9 第2項、第4項、第5項、第7項及び第8項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する参加資格制限の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第4項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、別表第2第2号又は第3号の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする（ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。）。

- (1) 市の職員が談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、喜多方市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の調査において、有資格業者が当該談合の事実を否認していたにもかかわらず、その後の捜査機関の捜査等により談合行為が明らかとなり、別表第2第2号、第2号の1又は第3号に該当したとき。
- (2) 別表第2第2号、第2号の1又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 別表第2第2号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3の規定により課徴金加算措置の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

第5条の2 別表第2第2号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、参加資格制限の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

第5条の3 市長は、別表第2第1号、第2号、第3号又は第8号（同号の措置基準(2)イに該当する場合に限る。）の措置要件に該当する有資格業者のうち、単独で、委員会に当該不正行為に関する事実を自ら報告した有資格業者について、次の各号の定めるところにより参加資格制限の期間を短縮又は免除することができる。

- (1) 減免適用事業者数は、3者までとする。
- (2) 公正入札調査委員会の調査の前に別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間すべてを免除するものとする。
- (3) 前号の調査開始後に、別記に定める要件を満たす報告及び資料の提出を行った者の参加資格制限の期間は、減免措置の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。

（参加資格制限期間の承継）

第6条 参加資格制限期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、参加資格制限を受けた有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

（報告）

第7条 工事等執行及び監督（検査を含む）を担当する課所等の長（以下「工事等担当課長」という。）は、有資格業者が、別表各号（次項に該当する場合を除く。）に該当する事実を知ったときは、様式第1号により、速やかにその旨を財政課長に報告しなければならない。

- 2 工事等担当課長は、市が締結した工事等の施工に当たり、工事現場等において事故が発生した場合は、様式第2-1号及び2-2号により、財政課長に報告しなければならない。その際は、様式第2-3号により、請負者から報告を求めるものとする。

（審議）

第8条 財政課長は、前条の報告を受けたとき又は有資格業者が別表各号に該当する事実を知った時は、競争入札審査委員会に対し、当該報告に係る参加資格制限を行うべき者及びその制限期間の審議を求めなければならない。

- 2 前項の規定は、第4条第5項及び第6項の措置を行う場合において準用する。

（参加資格制限の通知等）

第9条 財政課長は、前条の審議の結果、第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による参加資格制限の措置が必要とされた場合は、市長の決裁を受け、様式第3-1号によりその旨を当該有資格業者に、及び様式第3-2号により各所属長に対して通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対し通知する必要があると認める相当の理由があるときは、当該通知を省略することができる。

- 2 前項の規定は、第4条第5項、第6項及び第6条の措置を行う場合において準用する。この場合、各々の措置については、様式第4号から様式第6号までにより通知を行うものとする。
- 3 財政課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限措置が行われない場合において、第7条の報告を行った工事等担当課長に対し、報告事案の処理結果を書面で連絡するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 工事等担当課長は、参加資格制限期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由により随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ当該工事等を所掌する課長を経て、財政課長に協議するものとする。

(下請等の禁止)

第11条 工事等担当課長は、参加資格制限期間中の有資格業者が、当該工事等担当課長の契約に係る工事等の下請をし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人（連帯保証人をむ。）となることを認めてはならない。

(参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第12条 財政課長は、参加資格制限措置要件に至らない事由のため参加資格制限が行われない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(苦情申立て)

- 第13条 第2条第1項、第3条第1項から第3項まで、第4条第5項（ただし、期間の延長の場合に限る。）の措置を受け（第6条の規定に基づく期間の承継を含む。）、又は前条の規定による警告又は注意喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。
- 2 前項に規定する苦情申立てに関する手続は、別に定める入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領の規定による。

(参加資格制限の公表)

第14条 財政課長は、第2条第1項、第3条第1項から第3項まで並びに第4条第5項及び第6項の措置を行ったとき（第6条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。）は、その事項を様式第7号により財政課及び市ホームページにおいて、閲覧に供するものとする。

(準用規定)

第15条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選考については、この要綱を準用する。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置要件

措置要件	期間
(虚偽記載)	
1 市が発注する建設工事等（以下「市発注工事等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12 か月以内
1 の2 市発注工事等の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加申請書、事後審査に係る提出書類、その他入札参加申込から建設工事等の完了までに市に提出する資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12 か月以内
(過失等による粗雑工事)	
2 市発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上12 か月以内
3 前号に掲げる工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）で市内におけるものの施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上6 か月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上8 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上6 か月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上4 か月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上2 か月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件

措置要件	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24 か月以内
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24 か月以内
2の1 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上6 か月以内
(公契約関係競売等妨害等) 3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上24か月以内
(建設業法違反行為) 4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12か月以内
(廃棄物処理法違反行為) 5 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12か月以内
(労働安全衛生法違反行為) 6 労働安全衛生法第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月以上12か月以内
(暴力的不法行為等) 7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実	当該認定をした日から 1 か月以上24か月以内

質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （不正又は不誠実な行為） 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内
--	--

別記

入札参加資格制限措置の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱い

喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（以下「措置要綱」という。）第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出に関する事務取扱いを次のように定める。

（調査審議決定前の不正行為の概要についての報告）

第1条 措置要綱第5条の3の規定に基づく入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を市に対し行おうとする者（以下「報告者」という。）は、様式第8号による報告書1通を市総務部財政課（以下「財政課」という。）に提出しなければならない。

（報告の確認及び提出期限の通知）

第2条 財政課は、前条第1項に規定する報告書を受理したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の受理並びに様式第9号による報告書による当該不正行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を電話により通知するものとする。

（調査審議決定前の報告及び資料の提出）

第3条 報告者は、前条で通知された提出期限までに、様式第9号による報告書1通及び資料を財政課に提出しなければならない。

（調査審議決定以後の報告及び資料の提出）

第4条 調査審議に出席を求められた者又は第2条の通知において報告書による報告が調査審議決定後であるとされた者が、入札参加資格制限措置期間の減免に係る報告及び資料の提出を市に対し行おうとするときは、次条に規定する期日までに、様式第9号による報告書1通及び資料を財政課に提出しなければならない。

(調査審議決定以後の報告及び資料の提出を行うべき期限)

第5条 調査審議決定以後の報告及び資料の提出を行うべき期限は、調査審議が行われた日の初日から起算して6日（喜多方市の休日を定める条例（平成18年1月4日条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含めない。）とする。

(報告書及び資料の提出の順位等)

第6条 提出期限までに第3条又は第4条に規定する報告書及び資料の提出を行った者が4以上あるときは、第1条第1項に規定する報告書の提出の先後及び第4条第1項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

(第三者への秘匿義務)

第7条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

(報告書及び資料の取扱い)

第8条 第1条第1項、第3条又は第4条第1項に基づき提出された報告書及び資料は、公正取引委員会及び捜査機関に提供する場合を除き、公表しないものとする。

財政課長

（各 所 属 長）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格業者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当有資格業者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地
- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件（要綱別表第 第 号）
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び該当等
 - (3) 対応経過等
- 3 工事等担当課長の意見

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

財政課長

(工事等担当課長)
事務担当者

発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、喜多方市
建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

事故発生日時	年 月 日 () 時 分 頃					
発 生 場 所						
発 注 者						
工 事 名						
請負人	住所					
	氏名					
下請人	住所					
	氏名					
被災内容	氏 名	年 齢	性別	被災の程度	負傷程度	
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
			男・女	死亡・負傷	全治	入院
事故内容等						

(注)

- 1 この報告書は、市及び市外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
- 2 この報告書は、事故発生後 3 日以内に提出すること。
- 3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。
- 4 様式第 2 - 2 号（詳報）提出の有無を判断する負傷程度や損害額については、判明次第速やかに財政課に報告すること。

工事現場等における事故発生報告書

文書番号及び記号

年 月 日

財政課長

(工事等担当課長)
事務担当者

発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、喜多方市
建設工事等入札参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事故発生日時	年 月 日 () 時 分 頃	
2 発 生 場 所		
3 発 注 者		
4 工事の概要	(1) 工事名	
	(2) 工事番号	
	(3) 工種	
	(4) 工期	着工 竣工
	(5) 契約金額	円
5 請負人	(1) 商号・名称	
	(2) 住所	〒
	(3) 代表者	
	(4) 取得している建設業許可業種（一般・特定）	
	(5) 認定を受けている入札参加資格業種	
	(6) 現場代理人	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由
	(7) 主任技術者 （監理技術者）	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由
	(8) 下請施工の有無	有 無
6 下請負人	(1) 商号・名称	
	(2) 住所	〒
	(3) 代表者	
	(4) 下請工事の内容	
	(5) 下請金額	
	(6) 取得している建設業許可業種（一般・特定）	
	(7) 認定を受けいている入札参加資格	
	(8) 主任技術者	氏名 事故発生時、現場に（いた。いない。） いない場合はその理由

様式2 裏面

7 被災者 死亡 人 負傷 人 物損 円	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
	(1) 氏名 (年 月 日生 歳 男 女)
	(2) 住所
	(3) 勤務先
	(4) 被災の程度 死亡 負傷(全治 入院)
	(5) 物損 内容 約 円
8 事故発生の経過	
9 事故発生の原因 (1) 安全衛生管理の措置が適切であったか (2) 労働安全衛生法及び同規則違反の疑いがあるか	
10 その他参考となる事項	
11 安全管理の程度 A 著しく安全管理義務を怠っていたと認められる。 B 安全管理上の問題が認められ、請負者の安全管理の措置が不適切であったと認められる。 C 請負者の安全管理の措置は、概ね適切であったと認められる。	
12 工事等担当課長として意見	

- (注) 1 この報告書は、市及び市外の一般の発注工事に係る事故について提出すること。
この場合、工事関係者事故は、死亡した、又は医師が全治1か月以上もしくは入院2週間以上と診断した人身事故について、公衆損害事故は公衆に対する前記人身事故又は物的損害額が50万円以上の事故について、報告すること。(人身事故には、「全治までの期間」及び「入院する期間」(入院しない場合は、「入院なし」と記載)を確認できる医師の診断書を添付する。)
- 2 この報告書は、事故発生後10日以内に提出すること(この提出期限に提出できない添付書類等は、準備ができ次第速やかに提出のこと)。なお、明らかにこの報告書を提出する必要がある場合を除き、この報告書の提出を判断する負傷程度や損害額が不明の場合については、該当することが判明次第、この報告書を速やかに提出すること。
- 3 この報告書には、労働者死傷病報告書(労働安全衛生規則第97条関係様式の)写しの他に、図面・写真等の参考書類を添付すること。
- 4 下請負人・被災者等で欄に不足が生じる場合は、様式を適宜作成すること。

様式第2－3号（第7条第2項関係）

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

（工事等担当課長） 様

請負者 住 所
氏 名

印

発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、下記のとおり報告します。

記

事故発生日時		年 月 日 () 時 分 頃					
発生場所							
工事名							
被災（労働）者	住 所						
	氏 名		勤務先				
	生 年 月 日	年 月 日	年齢	歳	性別		
被災の程度							
事故発生状況及び原因 ①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③そのような物又は環境で ④どのような不安全な 又は有害な状況にあつて ⑤どのようにして事故は発生したか 等を詳細に記入し被災状況を図示する。							
安全管理対策	定期的な安全管理 対策						
	事故発生当日の安 全管理対策						

（注）この報告書は、市発注工事に係る事故について提出すること。

商号又は名称

代表者氏名

様

喜多方市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴社に対して下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。今後はこのような事態が生ずることがないように十分注意してください。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間 ①
- 2 入札参加資格制限の理由 ②

教示

この通知に対して不服がある場合は、喜多方市入札参加資格制限措置に係る苦情処理
手続要領（平成25年3月28日決裁）第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算し
て2週間以内に苦情を申し立てることができます。

（注）

- 1 ①には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 2 ②には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

（文書番号）

年 月 日

（各所属長） 様

喜多方市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

次のとおり工事等請負業者の入札参加資格制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

記

- 1 商 号 又 は 名 称
- 2 代 表 者 名
- 3 住 所
- 4 登 録 業 種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

商号又は名称

代表者氏名

様

喜多方市長

工事等請負業者入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、
このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知します。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

教示

この通知に対して不服がある場合は、喜多方市入札参加資格制限措置に係る苦情処理
手続要領（平成25年3月28日決裁）第3条第3項に基づき、この通知日の翌日から起算し
て2週間以内に苦情を申し立てることができます。

様式第5号（第9条第2項関係）

（文書番号）

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

喜多方市長

工事等請負業者入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付け第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を通知しましたが、
このたび、下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

1 入札参加資格制限の解除を行った期日

2 入札参加資格制限解除の理由

商号又は名称

代表者氏名

様

喜多方市長

工事等請負業者入札参加資格制限期間承継通知書

この度、貴社が現在入札参加資格制限期間中である ① から ② ことに伴い、喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり入札参加資格制限期間が承継されたので通知します。

記

1 入札参加資格制限の承継期間

③

2 入札参加資格制限承継の理由

④

教示

この通知に対して不服がある場合は、喜多方市入札参加資格制限措置に係る苦情処理
手続要領（平成25年3月28日決裁）第 3 条第 3 項に基づき、この通知日の翌日から起算し
て 2 週間以内に苦情を申し立てることができます。

（注）

- 1 ①には、入札参加資格制限期間中の有資格業者名を記載する。
- 2 ②は、合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ事実を簡明に記載する。
- 3 ③には、入札参加資格制限の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、参加資格制限の期間中の有資格業者名、
受け継いだ業務内容、概要等を記載する。

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	
住 所	

2. 措置期間

年 月 日～ 年 月 日（ か月）

3. 事実概要

4. 措置理由

【入札参加資格制限措置要綱別表第 】

措 置 要 件	期 間

問い合わせ先

喜多方市総務部財政課

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244番地 2

電話 0241-24-5279

様式第8号（第5条の3関係）

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

喜多方市総務部財政課長

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

⑨

電 話 番 号

（担当者の職名及び氏名

）

喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○報告する不正行為の概要

1 当該行為の対象となった工事名等	
2 当該行為の内容	
3 当該行為の時期	年 月 日

記載上の注意事項

1 当該行為の対象となった工事名等

当該行為の対象となった工事名、委託名などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。工事名等をどのように記載したらよいか分からないときは、入札月日や開札場所など、対象を特定できる項目を記載すること。

2 当該行為の内容

例えば、入札参加者、対象となる工事等の発注者等が分かるように、具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

3 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

様式第9号（第5条の3関係）

入札参加資格制限の減免に係る報告書

年 月 日

喜多方市総務部財政課長

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号

（担当者の職名及び氏名

）

喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の3の規定による入札参加資格制限の減免を受けたいので、下記のとおり報告します。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった工事名等	
(2) 当該行為の内容	
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の 「氏名又は名称」及び「住所」	
(4) 当該行為の時期	年 月 日

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在の役職名及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名 (当該役職にあった時期)	氏 名

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名及び所属名	関与していた当時の役職名及び所属名（当該役職にあった時期）	氏名

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

5 その他の参考となるべき事項

6 提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備考

記載上の注意事項

1 報告する不正行為の内容

(1) 当該行為の対象となった工事名等

当該行為の対象となった工事名、委託名などについて、その対象が分かるように具体的に記載すること。

例えば、発注者、競争入札の方法（制限付一般競争入札、指名競争入札等）、工事の発注種別（土木工事、建築工事など）等を具体的に記載すること。

(2) 当該行為の内容

例えば、落札予定者の選定方法（ルールの内容）、伝達方法等が分かるように具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、具体的に記載すること。

(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の「氏名又は名称」及び「住所」

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所等についても具体的に記載すること。

(4) 当該行為の時期

当該行為に係る取決め等をした時期を記載すること。個別の取決め等が無く、基本的な決めのみがある場合で、当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

2 当該行為に関与した役職員の役職名及び氏名

現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 当該行為に関与している者を可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、参加した入札について、落札予定者が決定された経過、自己が落札予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が落札予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況などが分かるように記載すること。

5 その他参考となるべき事項

(1) 例えば、関係する事業者団体の概要等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第

5項第1号から第3号に定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実（いわゆる官製談合）がある場合は、その内容についても記載すること。

6 提出資料

- (1) 当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等、前記1から5までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し提出すること。
- (2) 前記1から5までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の1番目のものには「2－①」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

※ 書ききれない場合は、適宜、別紙（様式任意）に記載すること。

喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準

別表第 1 (事故等に基づく措置要件)

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 市が発注する建設工事等(以下「市発注工事等」という。)の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 ロ 有資格業者名簿の登録後に市の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。 ハ 有資格業者名簿の登録後に有資格業者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、過失が特に大きいと認められるとき。 ニ 有資格業者名簿の登録前に市の調査により虚偽記載の事実が判明し、過失が大きいと認められるとき。 ホ 有資格業者名簿の登録前に虚偽の記載事実について有資格業者から報告があり、過失が認められるとき。	12か月 9 か月 6 か月 3 か月 1 か月
1 の 2 市発注工事等の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加申請書、事後審査に係る提出書類、その他入札参加申込から建設工事等の完了までに市に提出する資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12か月以内	イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 ロ 工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 ハ 工事着手後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 ニ 工事着手前に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が大きいと認められるとき。 ホ 工事着手前に虚偽の記載事実について受注者から報告があり、受注者の過失が認められるとき。	12 か月 9 か月 6 か月 3 か月 1 か月

(過失等による粗雑工事) 2 市発注工事等の施工に当たり、故意又は過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内	(1) 故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。（※(1)については、要綱第4条第4項を適用） (2) 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 イ 補修が不可能な場合（補修により初期の目的を達成出来ない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害・影響等）を与えるなど、公衆へ影響が極めて大きいと認められるとき。 ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。 ハ 会計検査院の検査又は監査員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。 ニ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 ホ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合（修補後、契約工期限内に完成検査で合格した時を除く）、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。 ヘ 完成検査で不適合として指摘され修補を要した場合で、修補後、契約工期限内に完成検査で合格したとき。 ト 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき（発注者側の責に帰すべき場合を除く）。 （※トについては、要綱第4条第3項を適用） （※粗雑工事が複数箇所に確認した場合にあっては、基準の範囲内で	24 か月 12 か月 9 か月 3 か月 3 か月 1 か月 2 週間 1 か月 2 週間
---	--	---	--

3 市内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 （※「契約不適合が重大である」と認められる場合は原則としてイ、ロ、ハ、ニに該当する場合の他、粗雑工事を原因とし、建設業法に基づく監督処分がなされた場合についても該当する。）	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内	運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。） イ 補修が不可能な場合（補修により所期の目的を達成できない場合）又は粗雑工事に起因し、公衆への重大な損害（死亡者の発生、広範な損害等）を与えるなど、公衆へ影響が極めて大きいと認められるとき。 ロ 粗雑工事に起因し、公衆に損害（全治 1 か月以上若しくは入院 2 週間以上の医師の診断、又は物損額が50万円以上の被害）を与えたとき。 ハ 会計検査院の検査又は監査委員の監査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。 ニ 完成検査で不良工事として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。 ホ 完成検査で不良工事として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。 （※ ホについては、要綱第 4 条第 3 項適用） （※粗雑工事が複数箇所に確認される等、特に必要があると認める場合にあっては、基準の範囲内で運用期間に資格制限期間を加算することが出来るものとする。）	6 か月 4 か月 1 か月 2 週間 1 か月 2 週間 2 週間
（契約違反） 4 第 2 号に掲げる場合の外、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 8 か月以内	イ 受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったとき（不完全履行）。 ロ 一括下請負（建設業法第22条第 1 項又は第 2 項違反）を行ったとき。 ハ 正当な理由が無く工期内に工事の完成が出来ないとき（履行遅滞）。 ニ 監督・検査業務の執行を妨害し	8 か月 8 か月 6 か月 5 か月

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内	たとき。	3 か月
			ホ 工事等の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	
			へ 契約約款、仕様書等に基づく重要な報告（事故報告等）の提出を怠ったとき。	2 か月
			ト 現場代理人の常駐義務に違反したとき。	1 か月
			チ 建設業許可、経営事項審査又は測量業若しくは建築士事務所若しくは不動産鑑定士の登録の有効期間が失効しているにもかかわらず、市工事を請け負ったとき。	1 か月
			リ 前記へに掲げる場合のほか契約約款、仕様書等に基づく報告、届出等の契約不適合、遅滞、未提出が認められたとき（発注者の指導等により改善した場合は参加資格制限措置の対象外とする。）。	2 週間
			I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。	
			イ 死亡（複数）	9 か月
			ロ 死亡（1 人）	6 か月
			ハ 負傷程度Ⅱ	3 か月
			ニ 負傷程度Ⅰ	2 か月
			ホ 物損程度Ⅱ	3 か月
			へ 物損程度Ⅰ	1 か月 2 週間
			（※イについては、要綱第 4 条第 4 項を適用）	
			Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。	
			イ 死亡（複数）	6 か月
			ロ 死亡（1 人）	3 か月
			ハ 負傷程度Ⅱ	2 か月
			ニ 負傷程度Ⅰ	1 か月 2 週間
			ホ 物損程度Ⅱ	2 か月
			へ 物損程度Ⅰ	1 か月
			Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。	
			イ 死亡（複数）	3 か月
			ロ 死亡（1 人）	1 か月 2 週間
			ハ 負傷程度Ⅱ	1 か月
			ニ 負傷程度Ⅰ	3 週間

6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内	ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※ニ及びヘについては、要綱第4条第3項を適用） (1) 市内の国又は県等の発注工事において下記ⅠからⅢに該当したとき。 Ⅰ 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※イ及びロについては、要綱第4条第4項を適用） Ⅱ 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※イについては、要綱第4条第4項を適用、ヘについては同条第3項を適用） Ⅲ 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ ホ 物損程度Ⅱ ヘ 物損程度Ⅰ （※ハ、ニ及びホについては、要綱第4条第3項を適用） (2) (1)以外の市内の工事において当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ イ～ハ以外 （※イについては、要綱第4条第4項を適用） (3) 市外の工事等において当該工	1か月 2週間 6か月 4か月 2か月 1か月 2週間 2か月 1か月 4か月 2か月 1か月 2週間 1か月 1か月 2週間 3週間 2か月 1か月 3週間 2週間 3週間 文書注意 4か月 2か月 1か月 2週間 1か月 1か月
---	---------------------------------------	---	--

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内	事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。 I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ （※イについては、要綱第4条第4項を適用） II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ	6か月 4か月 2か月 1か月2週間 4か月 2か月 1か月2週間 1か月 2か月 1か月 3週間 2週間
8 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内	(1) 市内の国又は県等の発注工事等において下記ⅠからⅢに該当したとき。 I 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ （※イ及びロについては、要綱第4条第4項を適用） II 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ （※イについては、要綱第4条第4項を適用） III 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（1人）	4か月 3か月 1か月2週間 1か月 3か月 1か月2週間 1か月 3週間 1か月2週間 1か月

		ハ 負傷程度Ⅱ ニ 負傷程度Ⅰ (2) (1)以外の市内の工事等において当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴提起されたとき。 イ 死亡（複数） ロ 死亡（１人） ハ 負傷程度Ⅱ ニ イ～ハ以外 （※イについては、要綱第４条第４項を適用） (3) 市外の工事等において当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕を経ないで公訴提起されたとき。	2週間 文書注意 3か月 1か月 2週間 1か月 3週間 3週間
--	--	---	--

別表第２ （贈賄及び不正行為等に基づく措置要件）

措置要件	期間	運用基準	運用期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内	イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ハ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24 か月 21 か月 18 か月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認めら	当該認定をした日から 12か月以上 24 か月以内	(1) 市発注工事等において、独占禁止法第3条及び第8条第1号に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。 イ 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員	24 か月

れるとき(第3号に掲げる場合を除く。))。		若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。 (2) 市内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。 イ 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。 (3) 市外において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。 イ 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者ある法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。	18 か月 21 か月 15 か月 18 か月 12 か月
2の1 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から 2か月以上 6か月以内	(1) 市発注工事等において、業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。 (2) 市内において、業務に関し、独占禁止法第19条に違反し排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。 (3) 市外において、独占禁止法第	6 か月 3 か月 2 か月

(公契約関係競売等妨害等) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号、以下「官製談合防止法」という。)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内	19条に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。))。 (1) 市発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 市内において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3) 市外において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24 か月 21 か月 18 か月
(建設業法違反行為) 4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	(1) 市発注工事等において、建設業法に違反し、下記のイからニまでに該当したとき。 イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。 ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。 ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。 (2) 市内において、下記のイからニのいずれかに該当したとき。 イ 建設業法に違反し、有資格業	12 か月 6 か月 4 か月 3 か月 6 か月

(廃棄物処理法違反行為) 5 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、若しくは廃棄物処理法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内	者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。	3 か月
		ハ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。	2 か月
		ニ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1 か月
		(3) 市外において、下記のイからロのいずれか該当したとき。	
		イ 建設業法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月
		ロ 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受けたとき。	1 か月
		(1) 市発注工事等に関して廃棄物処理法に違反し、下記のイからホいずれかに該当したとき。	
		イ 廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12 か月
		ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分（但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く）を受けたとき。	9 か月
		ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	6 か月
		ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	4 か月
		ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。	3 か月
		(2) 市内において、下記のイからホいずれかに該当したとき。	
		イ 廃棄物処理法に違反し、有資	6 か月

(労働安全衛生法違反行為) 6 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第100条に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当と認められるとき	当該認定をした日から 3か月以上 12か月以内	格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		ロ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から許可取消の処分(但し、許可要件の喪失、不適合等による場合を除く)を受けたとき。	4か月
		ハ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、90日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	3か月
		ニ 廃棄物処理法に違反し、監督官庁から、60日間の事業停止命令の処分を受けたとき。	2か月
		ホ 産業廃棄物処理法に違反し、改善命令又は措置命令等の処分を受けたとき。	1か月
		(3) 市外において、廃棄物処理法に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくは法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月
		(1) 市発注工事等において、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。	
		イ 労働安全衛生法第100条に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	12か月
		ロ 労働安全衛生法第100条違反し、監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月
		(2) 市内において、下記のイ又はロのいずれかに該当したとき	
		イ 労働安全衛生法第100条に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6か月

(暴力的不法行為等) 7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人、若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき若しくは業務に関し、暴力的不法行為を行う等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 24 か月以内	ロ 労働安全衛生法第100条に違反し、監督官庁から行政処分又は行政指導を受け、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3 か月
		(3) 市外において、下記のイに該当したとき イ 労働安全衛生法第100条に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月
		イ 有資格者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	24 か月
		ロ 有資格業者等が、暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認められるとき。	18 か月
		ハ 有資格業者等が、暴力団等に暴力的不法行為等をさせたと認められるとき。	18 か月
		ニ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認められるとき。	12 か月
		ホ 有資格業者等が、暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認められるとき。	12 か月
		ヘ 有資格業者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認められるとき。	9 か月
		ト 有資格業者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える	9 か月

(不正又は不誠実な行為) 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 12か月以内	目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認められるとき。 チ 有資格業者等が、暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認められるとき。	9か月
		リ 有資格業者等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	6か月
		ヌ 上記を除くほか、有資格業者等が、業務に関し暴力行為等を行ったと認められるとき。	3か月
		ル 市発注工事等の施工にあたり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。	1か月
		(1) 業務に関し、脱税の容疑により税務当局から告発され、検察当局から逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6か月
		(2) 市発注工事等において、下記のイからヌのいずれかに該当し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
		イ 委員会の調査審議によって、談合等の不正行為があったと認められたとき。	18か月
		ロ 業務に関する法令違反により有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12か月
		ハ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月
		ニ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨害したとき。	5か月
		ホ 非公表としている情報（指名業者名、予定価格、設計金額（内訳を含む。）、最低制限価格、低入札価格調査基準価格など。）を	5か月

		入手しようと職員に働きかけたとき。 ヘ 談合等不正行為に関する委員会の調査審議に応じない等、不誠実な行為があったとき。 ト 正当な理由が無く落札決定後に契約を辞退し、若しくは有資格業者の過失により入札手続を大幅に遅延させる等、著しく信頼関係を損なう行為があったとき。 チ 喜多方市元請・下請関係適正化指導要綱第15条第1項第2号の規定に基づく市からの指示を受けたにもかかわらず、その指示に従わない又は指示に対する措置の結果が適切でないとき。 リ 低入札価格調査に関し、事情聴取に応じないとき、若しくは、下請業者、資材購入先等への不適正な履行等があったとき。 ヌ 参加資格制限期間中の有資格者を下請負人として使用したとき（既に下請契約締結後の下請負業者が入札参加資格制限を受けたときを除く。）。 ル 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第6号に該当したとき。 （※イについては、要綱第4条第4項を適用） (3) 市内において、業務に関する法令違反により下記のイ又はロのいずれかに該当し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 業務に関する法令違反により、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 業務に関する法令違反により監督官庁から行政処分を受けたとき等、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (4) 市外において、業務に関する法令違反により下記のイに該当したとき。 イ 業務に関する法令違反によ	3 か月 2 か月 2 か月 2 か月 1 か月 1 か月 6 か月 3 か月 3 か月
--	--	---	---

9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内	り、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 市内における違反行為において下記のイ又はロのいずれかに該当したとき。 イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。 ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。 (2) 市外における違反行為において下記のイ又はロいずれかに該当したとき。 イ 懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起された場合等で、社会的影響、悪質性が極めて大きいと認められるとき。 ロ イに該当する場合の他、措置要件に該当し、反社会的犯罪行為があったとき。	6か月～ 9か月 3か月 4か月 1か月
---	---------------------------------------	---	--

※ なお、この措置基準に規定のない事案については、各措置要件に定める期間の範囲内において、喜多方市競争入札審査委員会における審議を踏まえ運用、措置するものとする。